

1 目的

要介護状態における在宅高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加し地域包括ケアの充実が望まれている。その在宅療養者に関わる介護制度、社会保険制度の一つに、管理栄養士による居宅療養管理指導や在宅患者訪問栄養食事指導がある。在宅療養者は身体機能・免疫機能・社会生活を維持するために栄養状態を安定させることが必要不可欠であり管理栄養士・栄養士はその業を担っている。

こうした背景のもと、本会は、栄養ケアステーション事業の1つとして「在宅医療・介護委員会」を設置し、健康づくりや介護予防を含む在宅訪問栄養食事指導の拡大を目的に、地域包括ケアにおいて多職種と連携し、在宅療養者の主観的栄養状態の改善を図るものである。

また、活動により療養者、家族、他職種、同職種からも信頼される人材を育成する。

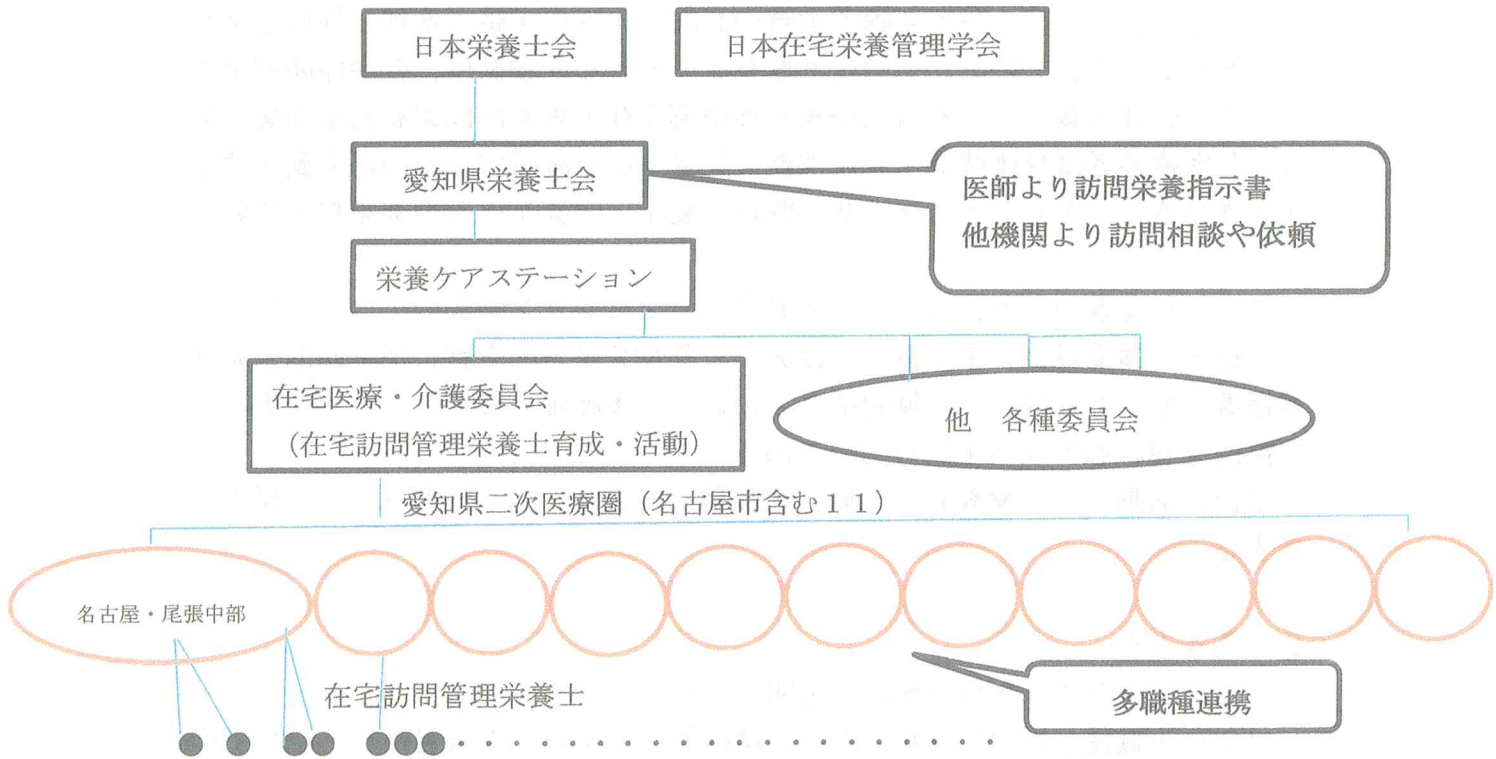
2 基本方針

- (1) 人材育成のための研修会を開催する。
- (2) 他職種との相互理解を図り、積極的に連携し、地域包括ケアをすすめる。
- (3) 在宅訪問栄養食事指導により、在宅療養者の主観的栄養状態の改善を図る。

3 活動内容

- (1) 在宅訪問管理栄養士 人材育成研修
 - ア 講座（年2回以上）および同行研修（希望者随時）
 - イ 他職種講師依頼
- (2) 在宅訪問管理栄養士 スキルアップ研修
 - ア 講座および事例報告・検討会（年1回）
 - イ 他職種講師依頼
- (3) 在宅訪問栄養食事指導（医療保険・介護保険対応）
 - ア 愛知県内二次医療圏11地区ごとにグルーピングし実施（別添1）
地区担当代表者（グループリーダー）を配置し、連絡調整を図る。
- (4) 地域行政における地域保健事業、介護予防事業
- (5) その他

4 フローチャート



(付則)

(1) 平成29年7月1日より施行する。

(2) 平成30年4月1日より施行する。